



# 鎌倉市政を市民と働く仲間に取り戻す会

会員でなくてもご参加いただけます  
**無料** 記念講演&第3回総会

講演「民主主義と自治体のために働くということ(仮)」

**池田 香代子** (ドイツ語翻訳家、社会運動家)

九条の会世話役会の一員。「ソフィーの世界 哲学者からの不思議な手紙」の訳者、  
「世界がもし100人の村だったら」シリーズの著者として有名。

2017年**12月23日**(土)

**14:00 開会** 鎌倉商工会議所・地下ホール

主催：鎌倉市政を市民と働く仲間に取り戻す会

# 鎌倉市役所を民主的に！

## 事件発生 (2014.9) その2 事件

市議会による激変緩和の削除！

労働条件は労使交渉で決める、この法律で定められた大事なことが、市議会の数の力で踏みつけられ、給与の大幅削減にあたっての激変緩和措置が一方的に削除されました。

ひどい人で17.9%の大幅な削減。保険の解約などは当たり前、子どもに大学進学をあきらめさせたり、中には持ち家を売る人も。多くの職員が大幅削減で生活の低下を余儀なくされました。

## また事件発生 (2015.1) その1 事件

市長による強行提案！

市議会が激変緩和を削除したことに驚いた松尾市長は、労使合意よりも市議会の声の大きい一部の議員の声を重視し、組合と交渉していた手当の削減協議を一方的に打ち切り、交渉で約束していたことも無視し、市議会に提案しました。

市議会からも市長からもむち打たれた職員。無権利で、際限無い労働条件の切り下げが続くことを危惧し、県労働委員会へ救済を申し立てました。

## またまた事件発生 (2015.10) その3 事件

組合事務所の追い出し！

その後も一部市議による組合攻撃は止まりません。今度は組合事務所の追い出しです。子どもの施設が建たないのは組合のせいと宣伝し、本庁舎外の課を本庁に呼び戻すなどの事務所追い出し工作を行いました。市長も相乗りし、交渉の一方的打ち切り、事務所スペースの使用不許可の後、「組合の事務所を貸すのは当たり前」とする県労働委員会からの勧告等にも関わらず、仮処分や本裁判まで起こしました。結局、横浜地裁の判断により組合に有利な形で和解が成立しました。

## 2017年4月 市民の力で大きく前進

この4年間、市議会の一部議員がその権限を逸脱して、組合を敵視し弱体化を狙う活動を行う中、それを市長が事実上追認するという、全国的にも特殊で異常な状況の中で混乱を極めてきました。この様な中行われた市議会議員選挙で、市民の選択として、執拗な組合攻撃を繰り返してきた一部議員を激減させることができました。その後の市議会は、落ち着いてまともな議論ができる場として正常化しています。

## 2017年7月 県労働委員会の不当命令

これで解決まであと一歩となったとき、県労働委員会によるその1事件の命令が出ました。組合の申し立てが棄却されるという不当なものでした。この命令は、極めてずさんな事実認定の基に行われており、組合として納得できないものでした。

県労委の命令は、中間合意は意味をなさない証明として、小委員会交渉は正式交渉ではないと「否定」する一方、市長が誠実に交渉していた証拠として小委員会交渉の取り上げ「肯定」しています。支離滅裂です。

また、理由の一部として「市議会は職員給与の削減の姿勢を示している」として、労使合意を無視した市長判断を肯定しています。これでは「自治体職員には労使合意で労働条件をきめるという基本的権利は無い」と言われたようなものです。

組合はその1事件を中央労働委員会に再審査申し立てを行い闘いを続けています。

**これまでの奮闘が実を結ぶよう  
事件解決のため、みなさんの力を貸して下さい  
第3回総会への参加をお願いします。**

現在、中央労働委員会では組合の主張をよく聞いてくれ、和解での解決の方向を示してくれています。組合は、和解協議には賛成しています。組合が求めているのは、「労使関係の正常化」であり、安心して仕事を続けられる環境です。

あと一踏ん張りです。

市の職員が、市民の権利を守る仕事に全力を出せるように、民主的な市役所をつくるために、よろしくをお願いします。

主催：鎌倉市政を市民と働く仲間に取り戻す会

連絡先：鎌倉市常盤 115-3 鎌倉労連内 TEL&FAX 0467(43)5191 Mail : kamakura-rouren@rj9.so-net.ne.jp

横浜市西区宮崎町 25 横浜市従会館 3F 自治労連神奈川県本部内 TEL045(262)0421